

# 熊本市・植木町

## 合併協議会だより

### 第6回 熊本市・植木町合併協議会が開催されました

とき 平成21年4月20日(月) 午前10時～  
ところ 植木町生涯学習センター 2階「多目的ホール」

第6回協議会では、報告事項として4月13日に開催された第4回議員専門部会の審議内容について報告がありました。また、第5回協議会で提案された「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」など9件について協議を行い、原案のとおり承認されました。

なお、「合併の期日」など12件について提案され、第7回協議会で採決されます。

#### 【報告事項】

##### ■第4回議員専門部会報告

- 「協議第2号 合併の期日」については、「平成22年3月23日とする。」ことが承認されました。
- 「協議第8号 地域自治組織等の取扱い」については、植木町合併特例区の規約(案)について原案どおり承認されました。

- 「協議第11号 合併市町村基本計画」については、事務局から素案の説明を受け、それぞれ持ち帰って検討を行うことになりました。

#### 【協議項目】

##### ■協議第7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置き、次のとおり取り扱う。ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。

- 1 農業委員会の委員の任期の取扱いについて、現行のとおり継続する。
- 2 農業委員会の選挙区及び選挙区の委員の定数の取扱いについて、現行のとおり継続する。

##### ■協議第8号 地域自治組織等の取扱いについて(その1)

合併時に植木町の区域に地域自治組織を設置する。設置する地域自治組織は「合併特例区」とし、その名称は「植木町」とする。設置期間は、合併の日から5年間とする。

##### ■協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて

合併時に在職する植木町の一般職の職員(教育長を除く)は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、すべて新市の職員として引き継ぐ。

職員関係の制度については、熊本市の制度に統一する。

職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。

##### ■協議第12号 一部事務組合等の取扱いについて

○「山鹿植木広域行政事務組合」については、「植木町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退するが、植木町域に係るごみ処理に関する事務、消防に関する事務、ふるさと市町村圏計画に関する事務及びし尿処理に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに山鹿植木広域行政事務組合に加入する。期間、その他必要な事項については、今後協議する。」

○「熊本市市町村総合事務組合」については、「植木町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う。」

○「熊本県後期高齢者医療広域連合」については、「植木町が合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、熊本市において、引き続き継続加入する。」

○植木町に係る熊本県への「事務の委託」については、「合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う。」

##### ■協議第16号 総務関係事業について(その2)

植木町域にかかる「常備消防」については、「合併の日から当分の間、新市が新たに山鹿植木広域行政事務組合に加入する。山鹿植木広域行政事務組合から脱退した際に、熊本市域と同等の消防体制の整備を行う。」

##### ■協議第21号 環境保全関係事業について(その2)

「廃棄物の処理及び清掃」「ごみ収集事業」については、「一部事務組合に加入している間は現行のとおり継続し、脱退後、熊本市の例により統一する。」

##### ■協議第22号 経済振興関係事業について(その1-1)(その2)

○「中心市街地活性化対策事業」については、「現行のとおり継続する。」

○「農業委員会あっせん基準」については、「それぞれの区域に農業委員会が設置されている間は、各農業委員会において現行のあっせん基準の設定を存続させる。」

##### ■協議第23号 都市建設関係事業について(その2)

「土地区画整理事業」については、「植木土地区画整理施行区域(計画区域)のうち着手部分(植木中央土地区画整理施行地区)については、現行制度を存続する。また、未着手部分については、区域の再編・事業手法の見直しを含む総合的計画調査を新市において行った上で整備する。」

##### ■協議第27号 政令指定都市移行に関する事項について(その1)

○合併時は、「植木都市計画区域」を「現行のまま引き継ぎ、区域区分(線引き)は行わないものとする。合併後に政令指定都市に移行したのち、都市計画法に基づき区域区分の指定が行われることとなる。」

○「市街化調整区域における開発等」については、「地区計画制度や都市計画法第34条に基づく許可等、地域の実情に応じた適切な運用を行う。」

○「線引きと同時に「集落内開発制度」の適用を行う。なお、集落内開発制度の制度設計にあたっては、植木地域の集落の特性を考慮して作成する。」

○「線引きや開発制度」については、「住民に対して、わかりやすく丁寧な説明を行い、制度の周知を図っていく。」

以上のことが承認されました。

第4号  
2009.6

編集・発行 熊本市・植木町合併協議会事務局

〒860-8601 熊本市手取本町1番1号  
(熊本市役所政令指定都市推進室内)

Tel 096-328-2067 Fax 096-323-3060  
E-mail kumamoto-ueki@ari.bbiq.jp